



## 都市農業振興基本法の次を

都市農業振興基本法案が今月七日、参院農林水産委員会で可決された。自公中心による議員立法であるが、今国会で成立する見通しとなった。都市農業は、食料・農業・農村基本法や、同基本計画の中での位置付けを獲得してはきたものの、個別法による裏付けを欠いて、農業振興の観点からの政策支援は限られていた。基本法の制定によつて都市農業を持続的に発展させていく足場を確保することの意味は大きく画期的といえる▼ところで都市農地の減少を招いてきた主因は、相続税等の過大な税負担にある。農業での収益性改善努力には限界があり、大幅な税負担軽減なくして都市農地の維持は難しい。あくまで基本法制定は第一歩を踏み出したにすぎない。このままでは二〇年後には都市農地が消滅しかねない▼都市農地の減少をkarouじて緩和してきたのが生産緑地制度である。生産緑地に指定された市街化区域内農地では、相続税の納税猶予が適用され、固定資産税等も農地並課税とされる。しかしながら生産緑地の納税猶予は三大都市圏特定市では終身営農(特定市以外は二〇年の営農)義務を負わされており、賃貸借も認められない。生産緑地制度はあくまで“安楽死制度”(桧垣徳太郎)にすぎず、これによる恒久的維持はかなわず、生産緑地制度も含めた税制の抜本的見直しが不可欠である。このためには国民の都市農業に対する理解獲得が必須であり、基本法制定を機に都市農業・都市農地を国民共有の財産として公共性を高め、国民皆農に向けた取り組み努力が急がれる。

(土着菌)